

船橋市子ども・子育て会議公募委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市子ども・子育て会議において、広く一般市民の方からの意見も聴取するため、船橋市子ども・子育て会議条例第4条第1項に規定する委員のうち、「その他市長が必要と認める者」として公募により委嘱する委員（以下、「公募委員」という。）を選考することに関し必要な事項を定める。

(定数等)

第2条 公募委員は2人までとする。

2 公募委員は、他の委員の任期にあわせ公募するものとする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- ① 本市の子育て支援に関心があり、子ども・子育て会議に出席可能な者であること。
- ② 本市の住民基本台帳に記録されている者で、引き続き1年以上市内に在住している者。
- ③ 応募日現在において、18歳以上の者であること。
- ④ 応募日現在において、本市の他の附属機関の委員、市政モニター、その他これらに類する者になっていないこと。
- ⑤ 本市の特別職及び一般職の職員でないこと。

(公募方法)

第4条 公募は、広報ふなばし及び市ホームページに募集記事を掲載することにより行う。

(選考方法)

第5条 公募委員の選考は、小論文による書面審査とし、審査基準は審査要領によるものとする。

2 市民委員の公募を行った場合において、次の各号に掲げる事項に該当するときは、指名その他の方法により委員を選考する。

- (1) 応募期限までに応募がなかったとき。
- (2) 応募者が応募資格を満たさなかったとき。
- (3) 書面審査の結果、評価点が最低基準を満たさなかったとき。

(選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため、子ども・子育て会議公募委員選考委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は健康福祉局長、こども家庭部長、こども政策課長、保育運営課長の各委員をもって組織する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、会長は健康福祉局長があたり、会務を総理し、副会長はこども家庭部長があたり、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代理する。
- 4 委員会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。
- 5 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、こども家庭部こども政策課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。